

静岡県公立大学法人役員会規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 1 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 13 条に規定する役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 役員会は、定款第 16 条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(招集)

第 3 条 役員会は、定款第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、役員会を招集するときは、開催の 3 日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を理事及び監事に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(役員以外の者の出席)

第 4 条 理事長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

(議事録)

第 5 条 理事長は、役員会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第 6 条 役員会に関する事務は、経営人事室において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。